

## 令和6年度白井市一般会計決算における都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業）及び土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和6年度は、過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源として活用しました。

都市計画税を納める人は、市内の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は100分の0.3です。

【歳入】 1款5項1目 都市計画税決算額 617,749千円

【歳出】 (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳				うち都市計画税
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
地方債償還等	472,749	0	0	0	472,749	472,749
	一般会計分	285,859	0	0	285,859	
	下水道事業会計分	93,526	0	0	93,526	
	水道会計分	19,847	0	0	19,847	
	一部事務組合分	73,517	0	0	73,517	
都市計画事業基金積立金	145,000	0	0	0	145,000	145,000
合 計	617,749	0	0	0	617,749	617,749

【令和6年度末都市計画税事業基金残高】 145,000,000円